

第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務  
プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務 仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和7年9月30日まで

(4) 契約上限価格

業務委託料は、金 9,900,000 円（消費税及び地方消費税相当含む）を上限とし、これを超えた提案は無効とする。

令和6年度の第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託料は、金6,000,000円（消費税及び地方消費税相当含む）を上限とし、これを超えた提案は無効とする。

また、令和7年度の第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託料は、金 3,900,000 円（消費税及び地方消費税相当含む）を上限とし、これを超えた提案は無効とする。

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

ア 令和6年度の豊橋市入札参加資格者名簿において、業務種目が[307 調査委託]、[07 総合研究所]に登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基

づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

カ 令和元年度以降に、地方公共団体が発注する調査・分析を元請として履行した実績を有する者であること。

### 3 担当部局

所管課 豊橋市企画部政策企画課（市役所東館5階）  
郵便番号 440-8501  
住所 愛知県豊橋市今橋町1番地  
メールアドレス [seisakukikaku@city.toyohashi.lg.jp](mailto:seisakukikaku@city.toyohashi.lg.jp)  
電話番号 0532-51-3152  
FAX 0532-56-5091

### 4 参加意向申出書の提出及び提出期限

本プロポーザルへの参加を希望する者は下記提出書類を提出すること。

#### (1) 提出書類

- ア プロポーザル参加意向申出書（様式1）
- イ 会社概要（様式2）
- ウ 同種・同類の業務実績（業務名、業務内容の概要、自治体名、人口規模、履行期間等）  
※ウに関しては自由様式。ただしA4判とする。

#### (2) 提出先

3 担当部局と同じ

#### (3) 提出方法

持参又は郵送とする。

#### (4) 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時必着

### 5 参加意向申出書に関する質問及び回答

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については以下による。

#### (1) 質問先

3 担当部局と同じ

#### (2) 質問期限

令和6年5月17日（金）午後5時まで

#### (3) 質問方法

質問書（様式3）により電子メールにて提出すること。

(4) 回答

令和6年5月20日（月）

本市ホームページに掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

豊橋市政策企画課ホームページ：<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58349.htm>

6 参加資格の確認

参加資格の確認結果については令和6年5月27日（月）までに書面で通知する。

7 提案書等の提出及び提出期限

(1) 提出書類

第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務 提案書作成要領（以下「提案書作成要領」という。）のとおり

(2) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）及びCD-Rにて電子データ一式

※正本、副本ともにA4縦長左綴じとし、副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

(3) 提出先

3 担当部局と同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(5) 提出期限

令和6年6月3日（月）午後5時必着とする。提出期限後に到着した提案書は無効とする。

8 提出書類の取り扱い

(1) 提出書類に記載された提案内容は、提案者の許可なく使用しない。ただし、豊橋市が本プロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに使用できるものとする。

(2) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）に基づき、提出書類を公開する可能性があるものとする。

(3) 提出書類は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 提案書に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(6) 提出書類について、本業務で必要な範囲において、複製できることとする。

9 提案にあたっての質問及び回答

提案に関する質問の受付及び回答については以下による。

(1) 質問先

3 担当部局と同じ

(2) 質問期限

令和6年5月29日(水)午後5時まで

(3) 質問方法

質問書(様式3)により電子メールにて提出すること。

(4) 回答

令和6年5月31日(金)までに参加資格が確認できた者全てに対し電子メールで回答する。

10 提案内容の評価及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 一次評価(書面審査)

提案者が多数の場合には、二次評価対象者を5者程度に絞り込むものとする。

(2) 二次評価(プレゼンテーション、ヒアリング)

日程: 令和6年6月21日(金)(予定)

時間、場所及び留意事項等については、令和6年6月12日(水)までに別途通知する。

なお、出席者は2名以内(うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、ヒアリング時間は一者あたり20分程度(説明10分、質疑10分程度)を予定している。

(3) 評価基準

別添「第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務プロポーザル評価基準」による。

(4) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書等の評価し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ 提案者が一者のみの場合であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 選定委員会各委員の持ち点(200点)を合算した値(満点)の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者(最低基準点を満たしている者に限る。)を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価項目の「基本フレームの推計と将来予測」の評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する（一次評価を実施した場合の選定についても同様とする。）。

#### 11 評価結果に関する事項

##### (1) 評価結果

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を6月24日（月）までに提案者へ書面で通知する。

##### (2) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

##### (3) 非特定理由の請求先

3 担当部局と同じ

##### (4) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の午前9時から午後5時までとする。

##### (5) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に行う。

#### 12 無効となる提案

##### (1) 本プロポーザルに関する条件に違反した提案

##### (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

##### (3) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

#### 13 契約の締結

##### (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。

##### (2) 契約候補者が契約締結までに「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、無効となった場合、その他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

##### (3) 支払等に関する事項、契約の変更・解除に関する事項など、契約にあたっての重要な事項については、地方自治法、同施行令及び豊橋市契約規則等の定めるところとし、その詳細は契約時に定める。

##### (4) 採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型になるものであるが、すべての提案事項について契約を保証するものではなく、提案書について本業

務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と提案者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

#### 14 その他

- (1) 提出書類の作成及び提案に要する各種費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (3) 電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (5) 業務仕様書、提案書作成要領及び第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務 評価基準に示すものは主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提出書類を作成すること。
- (6) 会社概要を除いた提出書類には、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ等）を含んではならない。
- (7) プレゼンテーション時において、その趣旨及び内容に変更がない範囲において提案書と別の資料を提示することは可とする。
- (8) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

#### 15 スケジュール（予定）

時 期	業 務
5月 2日（木）	公告（ホームページ）
5月17日（金）	参加意向申出書に関する質問期限
5月24日（金）	参加意向申出書の提出期限
5月27日（月）	参加資格確認結果通知
5月29日（水）	提案書に関する質問期限
6月 3日（月）	提案書提出期限
6月12日（水）まで	スケジュール等通知
6月21日（金）	評価実施
6月24日（月）	結果通知